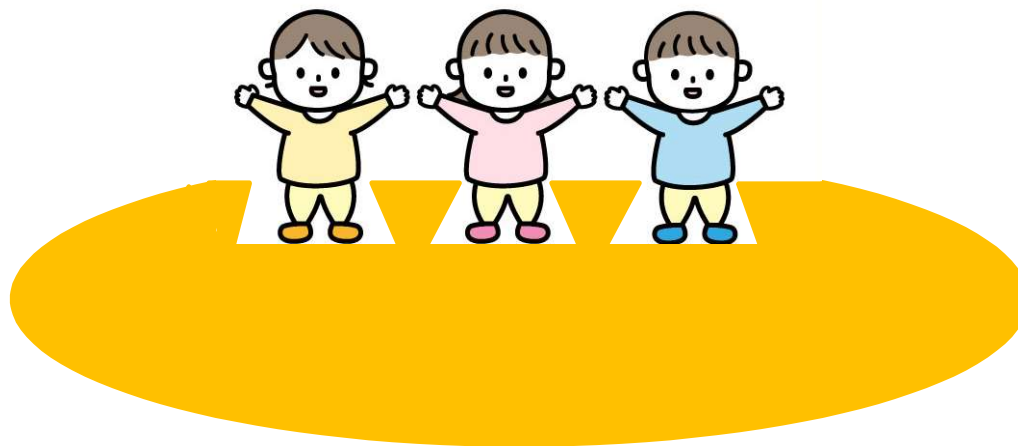



北杜市外にお住まいで

北杜市の保育施設への
入園を希望する方




北杜市へ転入予定 3ページへ


北杜市



引越



引っ越し後の
自宅近くにある
保育施設希望
etc.




居住市町村

北杜市へ転入しない 6ページへ

北杜市



go to work



職場近くの
保育施設希望
etc.



居住市町村

転入予定 ①

転入届出日が、北杜市の申込期限より **前**

転入後に

締切までに北杜市こども保育課で申請 → 入園希望年度の入園案内をご確認ください。

転入届出日が、北杜市の申込期限より **後**

転入前に

北杜市の締切1週間前頃※までに
お住まいの自治体で申請 →

次ページ以降で
詳細を説明します。

※自治体によって異なりますので早めにご確認ください。

(北杜市が入園調整を行い、入園可否は居住自治体を通してお知らせ)

転入後に

改めて北杜市のこども保育課へ申請書提出
※既に施設が決定している場合も申請が必要です。

※居住自治体において申請を受け付けていない場合、北杜市こども保育課へご相談ください。



引っ越し後の
自宅近くの保
育施設希望

転入予定 ② 手続き

・北杜市にて

・お住まいの自治体にて

準備

受付期間
の確認

空き状況
の確認

窓口提出
日の確認

申請様式
の確認

申請書類
の準備

申請

申請

協議

利用調整

入園可否
回答

入園可否
通知

転入

一日入園
(面談等)

北杜市
転入

申請※

認定通知
等発送

入園・慣
らし保育

※ 入園の可否に関わらず、給付認定を受けるためには北杜市の様式で改めて申請が必要です。

転入予定 ③ 手続き詳細

準備

- 受付期間の確認
 - ・北杜市における申請受付期間をご確認ください。(入園案内・北杜市HP・問い合わせ等)
- 空き状況の確認
 - ・北杜市こども保育課へ電話にて確認してください。
- 窓口提出日の確認
 - ・北杜市の締切を伝え、お住まいの自治体への提出締切を確認してください。(おおよそ、北杜市の申請受付日の10日～1週間前頃まで)
- 申請様式の確認
 - ・お住まいの自治体村が指定する様式で申請してください。
- 申請書類の準備
 - ・申請書、およびその添付書類のほか、「転入を証明する書類」、「転入に関する誓約書」、「所得課税証明書」もご準備ください。

申請

- 申請
 - ・お住まいの自治体へ申請してください。
- 協議
 - ・お住まいの自治体から北杜市へ協議が送付されます。
- 利用調整・入園可否決定
 - ・北杜市で入園可否を決定し、お住まいの自治体へ回答します。
- 入園可否通知
 - ・お住まいの自治体から入園可否の連絡がいきます。

転入

- 一日入園・面談
 - ・(4月入所)一日入園の日程や持参する書類について個別に通知します。
 - ・(年度途中入所)入園決定した保育園へ保護者の方が直接連絡し、面談の日程調整などをしてください。
- 転入・申請
 - ・転入後は北杜市で給付認定を出します。そのため、入園施設が決定している場合も北杜市の様式で申請が必要です。(案内を送付します。)
- 入園・慣らし保育
 - ・入園後に慣らし保育があります。

・北杜市にて

・お住まいの自治体にて

・利用調整をする際に両親の市町村民税の課税情報が必要になります。該当年度の**住民税課税証明書(又は非課税証明書)**を添付してください。
 申請日が4月～8月 前年度課税証明書
 申請日が9月～翌3月、今年度課税証明書

・転入予定の方で、利用希望月の前月中に北杜市に転入する方は、**転入を証明することができる場合には北杜市民とみなして利用調整を行います。**また、この場合は「転入に関する誓約書」を必ず添付してください。

【転入を証明する書類】
 賃貸物件に居住予定 ... 契約期日のわかる賃貸契約書の写し
 新築物件に居住予定 ... 契約書など完成予定日がわかる書類 (印があるもの)の写し
 購入物件に居住予定 ... 引き渡し日がわかる書類の写し
 市内居住の親族と同居予定 ... 同居予定に関する申立書 (同居先の家主による証明)

※原則、入園前(4月入所の場合3/31、または、途中入園の場合は入園月の前月末日)までに転入ができなかった場合、北杜市民として調整した結果は無効となり入園取消となります。

※転入予定であっても、転入を証明する書類の提出ができない場合、北杜市の分園の0～2歳児クラスの入園申込はできません。

※育児休業から職場復帰する場合の予約申請はできません。

北杜市へ転入しない ①

- 北杜市外に居住するが保護者の勤務地等が北杜市にあり、市内職場近くの保育施設を希望する場合。
- 母の実家等が北杜市にあり、母の里帰り出産に同行するため住民票は北杜市にないが北杜市の施設で保育を必要とする場合。
(居住地域で給付認定を受け保育施設に在籍したままの、入園はできません。)
- その他、北杜市施設を希望する場合など。

《 注意 》

- ※ 0～1歳児クラスの子どもが北杜市内施設を利用できる期間は利用を開始した年度末までです。
- ※ 北杜市立の分園では0～2歳児クラスの入園は受付していません。
- ※ 育児休業から復職する場合の予約申請はできません。
- ※ 保育料等の算定はお住まいの自治体が行います。

転入しない ②

手続き

・北杜市にて

・お住まいの自治体にて

準備

受付期間
の確認

空き状況
の確認

窓口提出
日の確認

申請書類
の準備

申請

申請

協議

利用調整
入園可否回答

入園可否
通知

- ※ 利用調整時は北杜市民が優先となります。
- ※ 仮に入園できなかった場合、入園保留者(翌月以降空きがでた際の利用調整の対象)とはなりません。改めて申請が必要です。

受付自治体の方へ

- 原則、転入予定の有無に限らず申請日に住民票のある市町村で受付し北杜市こども保育課まで協議をお願いします。
- 申請書の様式は問いません。
(転入予定者は転入後、北杜市の様式で再度申請をしてもらいます。)
- 利用調整のため、両親の課税証明書の添付をお願いします。
(申請日が4月～8月 前年度課税証明書/申請日が9月～翌3月、今年度課税証明書)
- 北杜市民とみなして利用調整を希望する転入予定者については、転入予定であることを証明できる書類(写し)、及び「転入に関する誓約書(北杜市様式)」が必要です。